平成２５年（フ）第１２１号
京都市上京区小川通り中立売下る下小川町185番地
債務者　有限会社エヌ・シー・エス
代表者取締役　青木　靖和
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　寛昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
高知市神田2377番地59
債務者　有限会社夢さいん
代表者仮取締役　森本　朋之
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前10時
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６５４号
大阪府東大阪市日下町１丁目４番２号
債務者　有限会社大伸ホーム
代表者代表取締役　要　　勲
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４３号
広島市西区井口明神１丁目15番11―504号
債務者　株式会社百式
代表者代表取締役　千田　稔博
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　修士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
名古屋市中区金山１丁目７番13号
債務者　アイグラフィック有限会社
代表者取締役　嶋田　　健
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１号
北海道北見市高栄西町２丁目４番15号
債務者　有限会社北栄防災
代表者代表取締役　菊地　義雄
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午前11時30分
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第９号
山口県周南市大字鹿野上3434番地
債務者　有限会社都濃印刷
代表者代表取締役　柳　　利徳
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後１時30分
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２３１号
名古屋市中区栄３丁目25番34号
債務者　株式会社ビリクス
代表者代表取締役　佐藤　栄寿
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　佐織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５号
三重県鈴鹿市住吉町7265番地の８
債務者　有限会社ニチエ
代表者代表取締役　窪田　隆志
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前11時
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６号
福岡県久留米市上津町1832番地
債務者　株式会社ブンカ
代表者代表取締役　岩本　哲一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前11時
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７号
福岡県久留米市上津町1834番地１
債務者　株式会社ブンカ企画
代表者代表取締役　岩本　和洋
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前11時
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６０２号
東京都港区赤坂１丁目３番３号
債務者　イニシア・スター・アセット・マネジメント株式会社
代表者代表取締役　品野　修三
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本山　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時50分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２６９号
愛知県小牧市岩崎５丁目509番地
債務者　宮本　孝広
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　　斎
4　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
茨城県つくば市中別府629番地５、住民票上の住所茨城県つくば市手子生1046番地２
債務者　鈴木　富夫
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原前二ツ森１番地48
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　信介
4　破産債権の届出期間　平成25年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第６号
北海道赤平市東大町１丁目12番地
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番48号
債務者　大西　正子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部